

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐賀地方法務局長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成26年12月16日

佐賀県知事職務代理者

佐賀県副知事 坂 井 浩 毅

- 1 作業種類 公共測量(不動産登記法第14条第1項地図作成)
- 2 作業期間 平成26年12月1日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域 佐賀市八戸一丁目、昭栄町及び長瀬町